

## 入札執行調書

令和2年6月26日(金) 執行

入札番号	20020154	予算担当課	都市計画・住宅課
施行年度	令和2年度	工事担当課	営繕課
工事名	小羽山住宅ブロック塀改修工事(その2)		
工事場所	宇部市北小羽山町二丁目地内		

(単位:円)

業者名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	摘要
有限会社 アーキテック工洋	辞退			
有限会社 秋吉建設	辞退			
内山建設 株式会社	8,680,000			
株式会社 ウベシンコウ	9,291,300			
宇部塗装工業 株式会社	8,700,000			
株式会社 河野工務店	10,200,000			
株式会社 河村工務店	辞退			
株式会社 クルス	辞退			
株式会社 三洋建設	7,969,000			無効(入札の心得5(12))
有限会社 田辺設備テクノ	辞退			
有限会社 寺尾工務店	辞退			
中村建設 株式会社	辞退			
有限会社 縄田光行建設	8,139,000			無効(入札の心得5(12))
有限会社 日向組	辞退			
部坂建設	8,784,684			
豊栄建設 株式会社	8,290,000		入札中止	
前田産業 株式会社	無効(入札の心得5(13))		(積算疑義申立て手続等に関する取扱要領第8条第2号による。)	
ミヅヤ工業 株式会社	辞退			
村上建設工業 株式会社	辞退			
株式会社 山下工務店	辞退			

(備考) 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

選定方法は、別紙「指名競争入札参加者選定理由」のとおり

20人

予定価格	9,936,300円	最低制限価格	9,060,120円
入札書比較価格(	9,033,000円)	入札書比較価格(	8,236,473円)
(入札書比較価格は消費税及び地方消費税相当額抜きの額)			

# 申立て結果

工事名 小羽山住宅ブロック塀改修工事（その2）

この工事の積算疑義申立ての結果は、以下のとおりです。

申立て内容	<p>直接仮設工事が1,219,040円とありましたが、情報公開請求で得た昨年度の単価をもとに算出すると大きく乖離します。</p> <p>最優先事項の現場説明書に明記されているとおり、昨年度も今年度も積算基準は「公共建築工事積算基準(最新版)」と「建設工事標準歩掛け(最新版)」です。</p> <p>1年間で3割近く単価が上がることはあり得ませんし、特に直接仮設工事は供用日数等で明確に算出されるので、このような単価上昇はありません。</p> <p>弊社はこの金額の差により無効入札となりました。</p> <p>また詳細な整合については細目別内訳書を開示して頂かないと分かりません。</p> <p>細目内訳書の開示と入札結果の再検討を求めます。</p>
回答	<p>直接仮設工事の「防音シート」のm<sup>2</sup>単価において、宇部市営繕単価（ブロック塀改修工事用単価）を用いて積算すべきところを、一般営繕単価を用いて積算しておりました。</p> <p>工事費を再算出すると、最低制限価格に差異が生じ、落札候補者が変更となるため入札手続きを中止します。</p> <p>また、当該単価は今年度使用単価であるため、細目別内訳書の開示はできません。</p>

# 申立て結果

工事名 小羽山住宅ブロック塀改修工事（その2）

この工事の積算疑義申立ての結果は、以下のとおりです。

申立て内容	<p>直接仮設工事に弊社の積算と設計価格に大きな差がありました。外部足場(単管1本足場、供用日数10日、仮設材運搬含む)580m<sup>2</sup>、防音シート(供用日数10日、掛け料・基本料・損料・運搬費含む)580m<sup>2</sup>の2箇所が、数量が多く設計単価と弊社の予想単価が違うことが想像されますが、公文書公開決定通知書によりそれらの単価も公表されました。</p> <p>建設工事標準歩掛にて歩掛は分かりますが、基本料・損料などは公表されないため、公文書公開請求で前年度の設計書を入手して積算内容の精査を行っています。</p> <p>国土交通省の公共建築工事積算基準担当課にも電話で問い合わせたところ、当然に現場説明書で記載されている積算基準は順守されるべきで、1年間で単価が3割も上昇することは一般的には考えられないとの意見も頂きました。</p> <p>今年度の単価が間違えであれば当然今回の入札を無効にしてください。</p> <p>昨年度の単価が間違っていた場合でも、積算について情報公開請求を行い、システムや労力に金銭的投資をして努力をしている業者が逆に損をして無効入札になるようなことはあってはなりません。</p> <p>なぜ今年度と昨年度の同じ場所の同じ内容の工事でこのような違いが起こるのでしょうか、今年度は公共積算基準より高い金額で請け負わせるでしょうか、あるいは昨年度は不落後の随意契約で不当に安い金額で請け負わせたのでしょうか。</p> <p>設計書等に昨年度と今年度の単価が不当に違うことが起こっても、それについて説明する文書を添付する等の配慮は出来るはずです。山口県建築指導課担当者に問い合わせたところ、公共建築積算基準以外で単価等を設定されている場合は、その旨を記載するべきとの意見も頂きました。</p> <p>今年が正解で去年が間違い、あるいは今年が間違いだから無効入札などそんな事では困ります。</p> <p>全国の業者が公共工事の設計価格と最低落札価格を算出するために投資をしていることを知らないのでしょうか。建築業者であれば下請け業者と資材業者の見積もりを元に見積を行えば宇部市役所が算出した設計価格から最低制限価格の範囲内になると勘違いさ</p>
-------	---

	<p>れていませんか。 宇部市役所が決めた規則通りきちんと施工してください。 今回の入札は平等公平な競争がなされておりません。再度入札を行って下さい。</p>
	<p>直接仮設工事の「防音シート」のm<sup>2</sup>単価において、宇部市営繕単価（ブロック塀改修工事用単価）を用いて積算すべきところを、一般営繕単価を用いて積算しておりました。 工事費を再算出すると、最低制限価格に差異が生じ、落札候補者が変更となるため入札手続きを中止します。</p>
回 答	